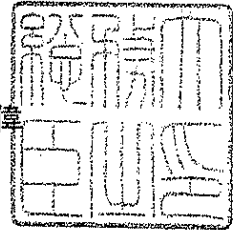


諮問 1167号
平成19年3月30日

情報通信審議会

会長 庄山悦彦 殿

総務大臣
菅 義 偉



諮問書

かほく市から、平成19年2月23日付けで有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第3条第2項の規定に基づき、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について申請があった。

これについて審査した結果、同法第4条第1項各号の規定に適合し、かつ、同法第5条各号の規定に該当していないと認められる。よって、同法第3条第1項の許可を与えることとしたい。

上記のことについて諮問する。

かほく市に係る有線テレビジョン放送施設の設置許可について

○ かほく市	
（１）申請の概要	1
（２）審査の結果等	3

(1) 申請の概要

名 称	かほく市		
所 在 地	石川県かほく市宇野気ニ 81 番地		
申 請 年 月 日	平成 19 年 2 月 23 日		
設置を必要とする理由	<p>かほく市は、高松町、七塚町及び宇ノ気町の 3 町が平成 16 年 3 月に合併して誕生した、石川県のほぼ中央部に位置する人口約 3 万 5 千人、世帯数約 1 万 600 世帯、面積約 65k m²の地方都市である。</p> <p>かほく市においては、旧町で受け継がれた歴史や文化を活かしつつ、新しい都市にふさわしい市民が一体となった意識の醸成やまちづくりを目指すとともに、高齢化や情報化の進展など時代潮流に適応できる社会基盤の整備を進めることとしている。このため、市自らが地域密着型の情報インフラとして F T T H 方式によるケーブルテレビ施設を設置し、これを活用することにより、地上波放送の再送信、多チャンネル放送、生活情報・行政情報などのコミュニティチャンネル等のサービスを実施するとともにブロードバンドサービスも行い、高度地域情報基盤を整備するものである。</p>		
施 設 区 域	石川県かほく市全域（別紙 1 参照）		
区域内人口・世帯数	人口 35, 377 人 世帯 10, 606 世帯（平成 17 年 3 月 31 日現在）		
の 設 置 場 所 主 たる 設 備	受信空中線	石川県金沢市香林坊 2 丁目 5-1（地上波放送、衛星放送、FM ラジオ） 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地（地上デジタル放送）	
	ヘッドエンド	石川県金沢市香林坊 2 丁目 5-1 石川県かほく市宇野気ニ 81 番地	
	演奏所	石川県かほく市宇野気ニ 81 番地	
設置完了予定 及び施設の規模	設置完了予定	引込端子の数	
	平成 20 年 3 月	13, 104	
施 工 の 方 法	委託		
保 守 の 方 法			
放 送 内 容	TV 88ch		
	┌ 自主放送	65ch	(うちデジタル 61ch)
	└ 地上波再送信	12ch	(うちデジタル 6ch)
	┌ BS再送信	10ch	(全てデジタル)
	└ CS再送信	1ch	(アナログ)
ラジオ	5ch		
伝送路の形態	F T T H 方式	上限周波数	770MHz
使用する周波数	別紙 2 のとおり		

		第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
事業収支見積 (単位：千円)	事業収入	千円	千円	千円	千円	千円
	契約料					
	利用料					
	事業外収入	千円	千円	千円	千円	千円
	卸通信役務利用料					
	計					
	事業支出	千円	千円	千円	千円	千円
	人件費					
	物件費					
	修繕費					
	電柱等使用料					
	電気料					
	番組制作費					
	番組購入費					
	事務費					
	販売費					
その他						
計						
差引収益金						
建設資金の調達	約 15.2 億円 (一般財源 1.2 億円、補助金、4.4 億円、地方債 9.6 億円)					
料金 (予定)	契約料	31,500 円 (加入料) 52,500 円 (引込工事費)		利用料	1,050 円/月～	

(2) 審査の結果等

ア 審査の結果

本件申請について、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号。以下「法」という。）第4条第1項の許可の基準及び法第5条の欠格事由に関し、有線テレビジョン放送法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第69号）に照らし審査した結果は次表のとおりであり、法令に合致するものと認められる。

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>(欠格事由) 第3条 施設の設置の許可を受けようとする者は、法第5条各号に定める欠格事由に該当しない者であることとする。</p>	適	<p>本件申請者等については、法及び有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）の罰則等を受けた者ではなく、欠格事由に該当しない者と認められる。</p>
<p>(施設区域) 第4条 施設区域（施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行うための区域をいう。以下同じ。）は、次のとおり設定されているものであることとする。</p> <p>(1) 施設区域は、一の行政区域又は複数の行政区域を単位とし、原則として、当該行政区域の全域において設定されているものであること。この場合において行政区域とは、市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市にあつては区とする。）の区域とする。</p> <p>(2) 行政区域の全域を施設区域とすることができない事情が認められる場合には、少なくとも当該行政区域の人口集中地区の大半が施設区域に含まれていること。</p> <p>(3) 行政区域内において施設区域とすることができない区域がある場合においては、当該区域の扱いについて将来計画が明らかにされていること。</p> <p>(4) なお、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のための同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設の区域においては、当該施設の設置が必要となる区域以外の区域が含まれているものでないこと。</p>	<p>適</p> <p>—</p>	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>本施設の設置区域は、かほく市全域を整備するものであることから基準を満たすものと認められる。</p> <p>本施設は、テレビジョン放送の共同受信又は受信障害解消のための同時再送信業務を行うことを目的とした施設等行政区域の全域において設置する必要のない施設ではないため審査の対象外である。</p>
<p>(施設計画の合理性及び実施の確実性) 第5条 施設の施設計画は、次の基準に照らし合理的であり、かつ、その実施が確実であると認められるものであることとする。</p> <p>(1) 申請に係る施設区域が、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等からみて、適切に設定されていること。</p> <p>(2) 施設区域内の送信施設、幹線及び中継増幅器の配置は、当該地域で申請者が予測する需要の見込み及び分布の状況等と見合っていること。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>施設区域は、かほく市全域としており、適切であると認められる。</p> <p>送信施設及び幹線及び中継増幅器が、施設区域全域において需要の見込み及び世帯分布を勘案したものとなっており適切であると認められる。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>(3) 施設の設置に伴い、道路等を占用し、他人の電柱等に共架し又は他人の土地等を使って設置することとなる場合は、道路等の占用許可、電柱等の共架承諾若しくは他人の土地等の使用承諾を得ているか又は得る見通しがあること。</p> <p>なお、他人の電柱等に共架する場合であって、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、電柱等の共架承諾等において、幹線の共架方法その他同一区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置するための方策が具体的に明らかにされていること。</p>	<p>適</p> <p>—</p>	<p>施設の設置において必要な道路占用、電柱共架等については、国土交通省、石川県、北陸電力、JR西日本及び西日本電信電話株式会社からは承諾又は承諾を得る見込みを得ていることから、支障ないと認められる。</p> <p>なお、当該施設区域に他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はないので審査の対象外である。</p>
<p>(4) 設備の設置場所は、地域開発、治山治水、文化財保護等の関係法令からみて、設置が可能であると認められる場所であること。</p> <p>(5) 施設を設置しようとする者は、有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものであること。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>関係法令上の手続きが必要となるような設備の設置は計画しておらず、問題ないと認められる。</p> <p>申請者であるかほく市は、有線テレビジョン放送業務を行うにあたって議会の承認も受けており、有線テレビジョン放送施設者として自立的な事業活動を行う実体を有するものと認められる。</p>
<p>2 電気通信事業法（昭和59年法律第86号。）第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者（以下「電気通信事業者」という。）の加入者系光ファイバ網を利用する施設を設置する場合にあっては、前項の規定によるほか、電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を利用することが他の手段に比較して、著しく合理性を欠くものでないこと。</p>	<p>—</p>	<p>本施設は、第一種電気通信事業者の加入者系光ファイバ網を使用するものではないので審査の対象外である。</p>
<p>（施設の技術上の基準）</p> <p>第6条 施設は次の基準に照らし適切であると認められるものであることとする。</p> <p>(1) 同時に使用することができる周波数の数は、有線テレビジョン放送法施行規則（昭和47年郵政省令第40号。以下「規則」という。）第17条の規定に適合するものであること。</p> <p>なお、同時に使用することができる周波数の数については、使用している中継増幅器の増幅することができる周波数の範囲、定格出力レベル、同時に増幅することができる周波数の数から別表1を参考に算出する。</p> <p>(2) 受信空中線の設置場所は、電氣的雑音及び電波の遮へい、反射、干渉等による受信障害の少ない場所であること。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>申請者の施設は770MHzの帯域幅を有するものであり、伝送しようとするテレビジョン放送47チャンネルを全て送信可能であり、支障ないと認められる。</p> <p>受信空中線は、ヘッドエンドを共用する金沢ケーブルネット(株)及び予備として市役所庁舎屋上に設置することとしている。各受信点ともに周囲に受信に対する障害はなく受信空中線の設置場所としては適切であると認められる。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>(3) 受信空中線の型式及び構成は、その設置場所における受信電界強度等からみて適切なものであること。</p>	適	<p>受信空中線は受信チャンネルごとに十分な利得を確保できる八木アンテナ及びパラボラアンテナを使用しており、十分な受信電界強度が得られるものと認められる。</p>
<p>(4) 放送局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る搬送波の受信空中線の出力端子におけるレベルは、規則第18条第2項に規定する値を維持することができるものであること。</p> <p>なお、電界強度から受信空中線の出力端子におけるレベルを求める場合は、次式により求めること。</p> $E_0 = E_f + GA + K \quad [dB]$ <p>E₀：出力端子の信号レベル E_f：受信電界強度 GA：受信空中線利得 K：換算値(別表2により求める。)</p>	適	<p>受信空中線の出力端子におけるレベルは、基準を満足しており、支障ないと認められる。</p>
<p>(5) 放送衛星局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る信号搬送波レベルと雑音レベルとの差は、当該放送を受信する設備における第1中間周波数の信号搬送波の出力端子において、規則第18条第3項に規定する値を維持することができるものであること。</p>	適	<p>放送衛星局の行うテレビジョン放送（デジタル放送を除く。）又はテレビジョン多重放送の同時再送信に係る信号搬送波レベルと雑音レベルとの差は、技術基準を満たしており、支障ないと認められる。</p>
<p>(6) 規則第23条第1項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、有線テレビジョン放送の受信に影響を与えることが検知されないための技術的条件（平成13年総務省告示第130号）に基づき、受信者端子において、当該電磁波が当該電磁波を使用する施設で行われる有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものであること。</p> <p>また、施設のヘッドエンドから受信者用光伝送装置までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送の方式のみである場合にあっては、当該電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波を使用する施設で行われる有線テレビジョン放送の受信に、線路内の光反射により、受信者端子において検知される影響を与えないものであること。</p>	適	<p>規則第23条第1項各号に掲げる有線テレビジョン放送以外の用途に使用されるものはなく、支障ないと認められる。</p> <p>また、当該電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波を使用する施設で行われる有線テレビジョン放送の受信に、線路内の光反射により、受信者端子において検知される影響を与えないものであることから支障ないものと認められる。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>(7) 規則第23条第1項各号に掲げる有線テレビジョン放送の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、施設のヘッドエンドから受信者用光伝送装置までの間の線路に用いられる伝送方式が光伝送方式のみである場合にあっては、受信者端子において次に適合すること。</p> <p>ア 当該電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波を使用する施設で行われる有線テレビジョン放送の受信に、線路内の光反射により、検知される影響を与えないものであること。</p> <p>イ 当該電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波に用いる光波長以外の光波長を使用して行われる有線テレビジョン放送の受信に検知される影響を与えないものであること。ただし、光波長多重によって有線テレビジョン放送を行う場合に限る。</p>	<p>適</p> <p>—</p>	<p>規則第23条第1項各号に掲げる有線テレビジョン放送の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波を使用する施設で行われる有線テレビジョン放送の受信に、線路内の光反射により、検知される影響を与えないものであるため、支障ないものと認められる。</p> <p>本施設は、光波長多重によって有線テレビジョン放送を行うものではないため審査の対象外である。</p>
<p>(8) 施設における各信号のレベルは、使用する線路及び機器の電気的特性からみて適切に設定されており、引込端子ごとのレベル差の少ないものであること。</p> <p>なお、テレビジョン放送波の強電界強度地域にあっては、直接妨害に対する対策が施されているものであること。</p>	<p>適</p> <p>—</p>	<p>各信号のレベルは、使用する伝送路、機器の特性に照らして適切に設定されており引込端子ごとの差の少ないものである。</p> <p>本施設は強電界強度地域に設置されるものではないため審査の対象外である。</p>
<p>(9) ヘッドエンド、中継増幅器等の配置は、当該機器の電気的特性等からみて適切なものであること。</p>	<p>適</p>	<p>ヘッドエンド及びその他機器の配置は、使用する線路の種類、その他機器の性能等に照らして適切であると認められる。</p>
<p>(10) 受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力は、別表3の左欄に掲げる方式及び中欄に掲げる区分に従い、それぞれの同表の右欄に掲げる条件に適合すること。その際、受信用光伝送装置の入力端子と受光素子の間に光波長多重合波器を使用する場合は、その損失分を勘案すること。ただし、最低受光電力が別表3に掲げる値以下の受信用光伝送装置を用いる場合は、光ファイバからの出力電力が当該最低受光電力の値以上であること。</p>	<p>適</p>	<p>受信用光伝送装置の入力端子に接続される光ファイバからの出力電力は、別表3の左欄に掲げる方式及び中欄に掲げる区分に従い、それぞれの同表の右欄に掲げる条件に適合することから、支障ないものと認められる。</p> <p>なお、本施設は、光波長多重合波器を使用するものではない。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>(経理的基礎及び技術的能力) 第7条 経理的基礎及び技術的能力は、次の基準に照らして施設を確実に設置し、かつ、適確に運用するに足りると認められるものであることとする。</p> <p>(1) 経理的基礎</p> <p>ア 工事費及び建設資金の調達 施設の設置に伴う工事費は施設設置工事の施工業者の見積等により適切に計上されており、これに見合う建設資金の調達は適切に行われるものであること。</p> <p>イ 事業収支見積 施設の設置許可申請に係る事業収支見積は、申請者が行う事業採算性を見積を基本とし、各収支項目の積算根拠が明確かつ合理的なものであること。</p> <p>なお、同一施設区域に複数の有線テレビジョン放送施設者が施設を設置することとなる場合は、複数の有線テレビジョン放送事業者が業務を行うことを考慮した加入見積を前提として作成されたものであること。</p> <p>また、テレビジョン放送の受信障害解消を目的とした施設であって、受信者の団体等が当該施設を設置し、同時再送信のみを行う場合の施設の設置許可申請に係る事業収支見積については、受信障害の原因者が業務の運営に要する費用の全額を負担する旨の契約を受信者の団体との間で締結している場合は、事業年度ごとの業務の運営に要する費用の額及び支払いの時期が明らかにされていること。</p> <p>ウ 資金計画 資金計画は、有線テレビジョン放送業務が継続的に運営されていくための資金の裏付けとしての利益、増資収入等の資金収入と欠損、建設費等の資金支出に関して、資金の出入の計画が適切なものであること。</p>	<p>適</p> <p>適</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>適</p>	<p>各項目について、以下のとおり適切であると認められる。</p> <p>自己財源、起債及び補助金により調達することとしており、また、工事費についても適切に計上されており、支障なく行われるものと認められる。</p> <p>加入率は、施設予定区域内において先行実施したアンケートの結果を踏まえ、1年目で■%、5年目で■%の加入を見込んでおり、収入はこの契約料、利用料からの収入等を基本としている。施設予定区域内で行われたアンケート結果によると、非常に高い関心が示されており、2011年のアナログ放送終了等の諸事情を勘案した結果に基づく妥当な見込みであることから、支障ないと認められる。</p> <p>支出については、放送に必要な経費のほか修繕費、電柱等使用料など必要と認められる経費が適切に見込まれている。</p> <p>当該施設区域に他の有線テレビジョン放送施設が設置される予定はないため審査の対象外である。</p> <p>本施設については、受信障害の解消のみを目的とするものではないため審査の対象外である。</p> <p>本申請に係る資金計画は、収支の見積及びそのバランスを鑑みて、適切であると認められる。</p>

有線テレビジョン放送法関係審査基準	審査結果	事由
<p>(2) 技術的能力</p> <p>ア 施設の設置工事及び保守の担当者は、実務経験等からみて十分な技術的能力を有すると認められる者であること。</p> <p>イ 保守体制は、緊急保守にも対応できる体制となっており、当該施設を保守するに十分な要員が確保されているものであること。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>施設の設置工事及び保守については、地元においてケーブルテレビ工事及び保守に実績のある事業者を選定し委託する予定であり、支障ないと認められる。</p> <p>また、保守体制についても緊急保守と併せて、地元においてケーブルテレビ施設の保守に実績のある事業者を選定し委託する予定であり、支障ないと認められる。</p>
<p>(施設設置の適切性)</p> <p>第8条 施設を設置することが、その地域の地理上のまとまり、難視聴の状況、地域のコミュニケーション手段に対する需要の状況、生活・文化圏としての地域の一体的なまとまり等の事情に照らして、必要かつ適切であると認められるものであることとする。</p> <p>2 施設を設置する者が、一般放送事業者若しくは地方公共団体又はこれらにより支配される者にあつては、他に施設を設置しようとする者がいないこと、当該地域の住民から有線テレビジョン放送施設の設置について強い要望がある場合等の事情があることとする。この場合において、支配とは、放送局の開設の根本的基準（昭和25年電波監理委員会規則第21号）第9条第8項の規定によるものとする。</p>	<p>適</p> <p>適</p>	<p>当該施設は、かほく市において地上波の再送信、多チャンネル放送サービスを可能とするとともに行政情報や地域行事情報を扱うコミュニティチャンネル等の自主放送やインターネットサービスの提供等により情報格差の是正や難視聴対策に資するものであり、当該施設の設置は必要かつ適切であると認められるものである。</p> <p>申請者は地方公共団体であるが、本施設の設置にあたっては、他に当該区域に施設を設置する者はなく、また、アンケートや地元でのヒアリングから当該地域の住民からの強い要望があることが示されており、適当と認められる。</p>

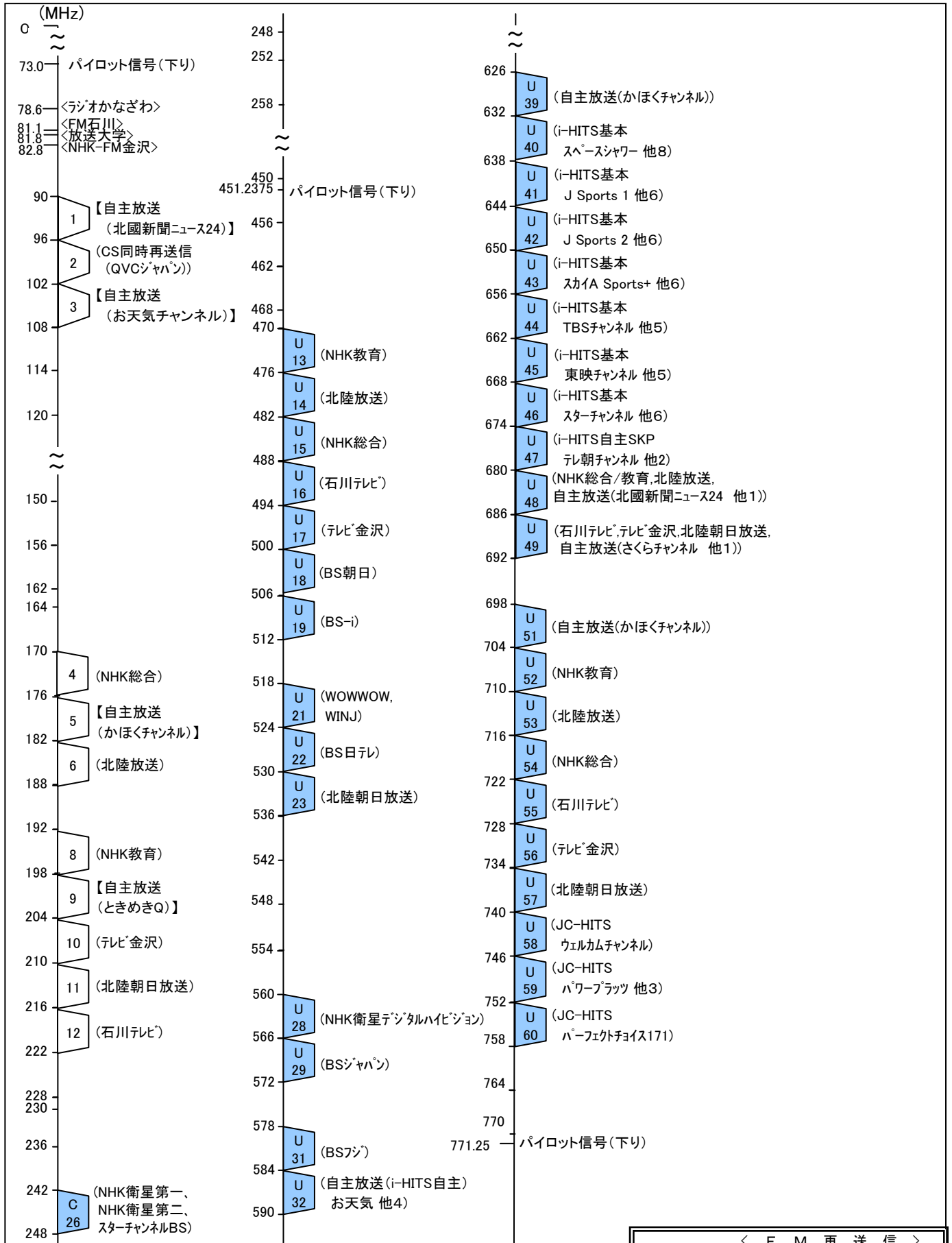
イ 関係都道府県の意見（法第4条第2項）

別紙3のとおり。（石川県 情第1037号（平19.3.5））

ウ 設置期間の指定（法第6条第1項）

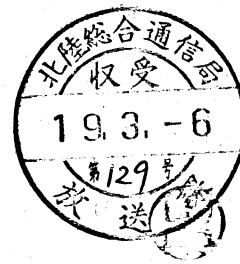
平成20年3月31日

周波数配列図



凡例：

< F M 再送信 >
 (T V 再送信)
 □ アナログ信号
 ■ デジタル信号



情第1037号
平成19年3月5日

総務大臣 菅 義 偉 殿

石川県知事 谷 本 正 憲



有線テレビジョン放送施設の設置について (回答)

平成19年2月27日付け陸通放第33号で照会のあった標記のことについて、別紙のとおり回答します。

(事務担当)

石川県企画振興部
情報政策課 奥
TEL 076-225-1322
FAX 076-225-1328

(別 紙)

別添の申請の概要を参照の上、次の事項について該当する番号を○で囲み、御意見等がある場合は、御意見等を記載してください。

照 会 事 項

1 申請のとおり有線テレビジョン放送施設（以下「施設」という。）を設置することについて、地域住民の生活利便性の向上及び福祉の増進等の観点から石川県として問題と考える点の有無。

① 問題はない（特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください）

(2) 問題がある（その内容及び理由について詳細に記載してください）

└───▶その内容及び理由

2 上記の他、国が有線テレビジョン放送法第4条第1項第1号、第3号及び第4号の規定による審査を行う上で、この施設の設置について石川県として問題と考える点の有無。

① 問題はない（特段の意見があれば下記の意見記入欄にご意見等を記載してください）

(2) 問題がある（その内容及び理由について詳細に記載してください）

└───▶その内容及び理由

意見記入欄（1 (1) 又は2 (1) で施設の設置に問題がないと考える場合）